

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和3年4月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	八丁2号地区	令和3年3月5日
観音寺市逆瀬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	栗井逆瀬地区	令和2年10月30日
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	向井地区	令和3年3月26日
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	亀尾池地区	令和3年2月15日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	大割地区	令和3年2月26日